

消費税法改正に伴う適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入及び配分金に係る消費税の取扱いについて

現在、請負・委任契約により就業されている会員の皆様は「個人事業主」であり、センターからお支払いしている配分金等の報酬には消費税が含まれています。「個人事業主」には、本来、消費税の納税義務がありますが、課税売上高（配分金等の総額）が年間1千万円以下の場合、「免税事業者」として取り扱われるため、納税の義務が免除されています（消費税を納める必要はありません）。また、センターにおきましても、会員の皆様にお支払いしている配分金等に含まれる消費税相当額は、税法上、全額「仕入税額控除」が認められており、お客様から受け取った請負代金（配分金等）に含まれる消費税相当額から、すべて差し引く（仕入税額控除）ことが出来ます。

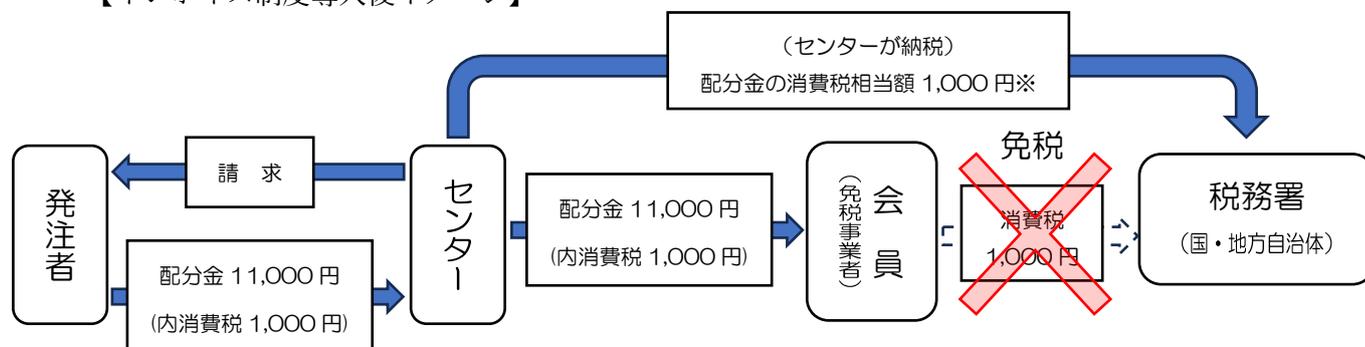
<事例：配分金 11,000 円の場合（ご説明が容易となるよう、事務費は除いています）>

【現行】



令和5年10月1日より、消費税に関する適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されると、会員の皆様にお支払いしている配分金等に含まれる消費税相当額に係る「仕入税額控除」が段階的に認められなくなり、センターに新たな納税負担が生じることとなります。※会員の皆さんに導入後の手続きや負担増などの影響はありません。

【インボイス制度導入後イメージ】



※令和11年10月1日以降の額（導入後、段階的に仕入税額控除が減少）